

ご存知ですか？

パートタイム労働者も 雇用保険の被保険者になります

パートタイムで働いている人（正社員よりも週の労働時間が短い人のことをいいます。）でも、次の2つの要件を満たす場合は、雇用保険に加入しなければなりません。

1. 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
2. 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。

健康保険の被扶養者として取扱われている方や所得税の配偶者控除の対象となっている方も、上記の2つの要件を満たせば、雇用保険に加入しなければなりません。

労働条件の変更により、上記の2つの要件を満たす場合には、変更があった時点から適用されることとなります。

労働時間、賃金その他の労働条件が、就業規則（それに準ずる規定）、雇用契約書、雇入通知書等の文書で定められていることが必要です。

1週間
20時間以上

31日以上
の雇用見込み

ご注意

正社員を雇用したり、正社員と同じ労働時間で雇用した場合は、雇用した初日（試用期間を含む）から雇用保険に加入させなければなりません。ただし、次の方は加入できません。

- 昼間学生
- 臨時内職的に雇用される人
- 4か月以内の季節的業務に限定して雇用される人
（詳しくはハローワークへお問い合わせください。）